■点検項目７関係（事業所単位の期間制限）

(1) 事業所単位の期間制限

常用労働者との代替を防止する観点及び派遣労働者の派遣就業への望まない固定化の防止の観点から、派遣先の事業所等ごとの業務における有期雇用派遣の受入れについて原則３年までとする事業所単位の期間制限が設けられています（派遣法 40 の２①）。ただし、次の①から⑥までの者の派遣の場合はこの期間制限はありません。

① 労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用労働者の場合

② 労働者派遣に係る派遣労働者が 60 歳以上の者である場合

③ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの（「有期プロジェクト業務」、派遣法 40 条の２①（３）イ）について労働者派遣の役務の提供を受ける場合

④ 派遣労働者の従事する業務が１か月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の１か月間の所定労働日数の半分以下で、かつ、月 10 日以下である業務（「日数限定業務」、派遣法 40 の２①（３）ロ）について労働者派遣の役務の提供を受ける場合

⑤ 産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しくは育児休業に後続する休業であって、母性保護又は子の養育をするための休業をする場合における当該労働者の業務（派遣法 40 の２①（４））について労働者派遣の役務の提供を受ける場合

⑥ 介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法２条４号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における当該労働者の業務（派遣法 40 の２①（５））について労働者派遣の役務の提供を受ける場合

(2) 派遣可能期間の延長と抵触日の把握

派遣先は当該派遣先の事業所等ごとの業務について、派遣元事業主から３年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所等ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日から事業所単位の期間制限の抵触日の１か月前の日までの間（意見聴取期間）に、過半数労働組合又は過半数代表者からの意見聴取手続を行うことにより、３年以内の期間であれば派遣可能期間を延長することができます（再延長も可）（派遣法 40 の２②③）ので、派遣元事業主としては、労働者派遣契約時の当初の抵触日の把握に加え、派遣先での上記延長の有無を適切なタイミングで確認し、事業所単位の期間制限の抵触日の制限に違反しないようにしなければなりません（派遣法 35 の２）。